キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：千円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 21,551,738
	人件費支出	△ 22,134,261
	その他の業務支出	△ 921,228
	運営費交付金収入	9,842,621
	授業料収入	2,016,451
	入学金収入	276,268
	検定料収入	75,930
	附属病院収入	27,511,233
	受託研究収入	2,168,204
	共同研究収入	412,203
	受託事業等収入	322,488
	補助金等収入	4,870,732
	補助金等の精算による返還金の支出	△ 53,224
	寄附金収入	551,235
	財産貸付料収入	335,819
	預り金の減少	△ 71,314
	研究関連収入	185,423
	その他の収入	314,958
	小計	4,151,803
	国庫納付金の支払額	—
	業務活動によるキャッシュ・フロー	4,151,803
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	定期預金の預入れによる支出	△ 6,459,099
	定期預金の払戻しによる収入	8,459,099
	有価証券の取得による支出	△ 860,755
	有価証券の売却及び償還による収入	838,343
	有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 4,423,225
	施設費による収入	1,401,866
	小計	△ 1,043,771
	利息及び配当金の受取額	52,518
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 991,253
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	長期借入れによる収入	222,453
	長期借入金の返済による支出	△ 983,627
	リース債務の返済による支出	△ 158,748
	大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	△ 7,544
	小計	△ 927,466
	利息の支払額	△ 128,464
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,055,931
Ⅳ	資金に係る換算差額	49
Ⅴ	資金増加額	2,104,666
Ⅵ	資金期首残高	5,685,994
Ⅶ	資金期末残高	7,790,661

損失の処理に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ	当期未処理損失		△ 333,182,817
	当期総損失	△ 333,182,817	
Ⅱ	損失処理額		
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	333,182,817	333,182,817
Ⅲ	次期繰越欠損金		0

注記事項

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂））（以下「国立大学会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、文部科学省が指定する一部の基幹運営費交付金については、業務達成基準あるいは期間進行基準を採用しており、「特殊要因運営費交付金」については、費用進行基準あるいは期間進行基準を適用している。また、「国立大学法人山梨大学業務達成基準の取扱について」に基づき学長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を適用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建　　物	６年～50年
構　築　物	10年～60年
車両運搬具	４年～７年
機械装置	７年～17年
工具器具備品	２年～20年

なお、受託研究収入等によって購入した固定資産は、令和４事業年度取得分までは研究期間で減価償却していたが、令和５事業年度取得分より当該資産が当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な場合には、当該受託研究期間を耐用年数とし、当該研究の終了後も使用する予定である場合には、税法上の法定耐用年数とし、残存価額は備忘価額（１円）とする。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準等第78条及び第86条）の減価償却相当額については、減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。